

次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
RNA 標的創薬技術開発 2次公募 Q&A

《研究開発提案書について》

Q: 研究開発提案書（様式1）の「e-Rad研究分野（主）キーワード」には何を記載すればいいですか？

A: 応募者のe-Rad登録の研究分野（キーワード）を記載してください。
（参照<https://www.amed.go.jp/content/000004107.pdf>）

Q: 研究開発提案書（様式1）の「研究開発課題名」は、提案する研究開発に関するテーマ名を記載すればいいですか？

A: はい。ご提案の研究内容が明確にわかる課題名を記載してください。

Q: 提案書の文字数が足りません。

A: 必要に応じて補足説明資料（様式自由・A4用紙10枚以内）を提出してください。

《応募に関して》

Q: 応募の際に所属機関の承諾は必要ですか？

A: 必要です。e-Radでの応募申請において、機関承認プロセスが必要ですので、十分にご留意ください。

Q: 研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に企業との合意はどの程度必要ですか？契約書などを締結している必要はありますか？

A: 契約書等は不要ですが、採択された場合には機関として本事業に参加していただく合意を得ておいてください。合意については、口頭のみではなく書面で記録されていることが望ましいと考えています。

《体制について》

Q: 複数の分担研究者が同一の機関に所属していることは可能でしょうか？

A: 可能です。

Q: 公募研究開発項目の企業の参画について教えてください。研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に研究開発提案書（様式1）やe-rad登録に、研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関となる参加企業や研究開発代表者あるいは分担者を明記・登録する必要はありますか？

A: 必要です。採択の可否の評価を実施する上で、応募いただく時点で、採択された場合に代表機関または分担機関となる企業を明確にして、e-Radへの登録及び研究開発提案書への記載を行って

いただく必要があります。

Q：研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に企業との合意はどの程度必要ですか？契約書などを締結している必要はありますか？

A：契約書等は不要ですが、採択された場合には機関として本事業に参加していただく合意を得ておいてください。合意については、口頭のみではなく書面で記録されていることが望ましいと考えています。

Q：海外企業を分担研究者とすることは可能でしょうか？

A：本事業は我が国発の診断技術・創薬基盤技術の実用化を図ることを目標としたものでありますので、海外企業の分担研究者としての参加は特段の理由が無い限り原則として認めない方針であります。